

# 清原宣賢加点『春秋経傳集解』の反切注について

坂水貴司  
(受理日二〇一四年十月二日)

## 一、本稿の目的

日本漢音の学習伝承の場においては、韻書・字書・音義・注解等の反切や同音字注(以下、これらを単に反切注とする)を参照しつつ漢音を習得する方法が存在した、と考えられている。このことは訓点資料に反切注が加点されていることや、反切注に基づいて、日本で流通した漢音とは異なった人工的な字音を作り出す「人為的漢音」の存在などによって知られる<sup>1)</sup>。

日本漢音学習伝承の場の一つであった博士家の講読では、陸徳明(五六二―六二七)著の音義書である『經典釈文』が利用されたことが足利衍述により、指摘されている<sup>2)</sup>。沼本克明はこれに基づいて、経書の訓点資料に加点される反切注が、『經典釈文』のみを典拠としていたことを明らかにした<sup>3)</sup>。

さらに沼本克明は、『古文尚書』平安中期点および『毛詩』唐風平安中期点に加点される反切注の検討から、日本に残存する経書訓読資料に加点される『經典釈文』反切には、通行本である通志堂本『經典釈文』よりも古い形を留めるものがあることを示した<sup>4)</sup>。

経書所引の反切注が『經典釈文』を単一の典拠としていることは、次の諸資料を利用して調査されている。

『周易抄』平安初期抜書／『古文尚書』平安中期点／『毛詩』唐風殘卷平安中期点／『左伝』殘卷平安中期点／『春秋経伝集解』保延五(一一三九)年点／『群書治要』所収経書建長五(一二五三)―延慶三(一二三二)年点／『春秋経伝集解』文永五(一二六八)・六(一二六九)年点／『尚書』元亨三(一一三三)年点／『尚書』元徳二(一一三三)年点／『論

語』嘉元元(一一三〇三)年点／『論語』文永五(一二六八)年点／『論語』建武四(一一三三七)・康永元(一二四二)年点／『莊子』雜篇鎌倉初・中期点／『老子』至徳三(一一三八六)年点／『礼記』清原宣賢点  
ただし、沼本克明は「これら諸資料引用の經典釈文は必ずしも唐鈔本系ばかりでなく、宋刊本系であったと考えられる点がある」とし<sup>5)</sup>、経書の訓読において利用される『經典釈文』は、古形を留める唐鈔本系のみでなく、改変の加えられた宋版系のものも利用されたことを示している。  
そのような状況の中、室町時代後期の学者、清原宣賢(一四七五―一五五〇)加点の『春秋経傳集解』における反切注は特徴的である。本稿は、清原宣賢加点『春秋経傳集解』の反切注について、その典拠に関する調査報告を行うことを目的とする。

## 二、対象資料と研究の方法

### 1. 対象資料

本稿で扱う清原宣賢点『春秋経傳集解』(以下、宣賢点と呼称する)は、宮内庁書陵部(巻第二、請求記号556-20)と京都大学附属図書館清家文庫(巻第十一―三十、請求記号1-65シ7貴)に分蔵されている。宣賢点には八五四二条の反切注加点があり、反切注の特徴を考えるには十分な量だといえる。

宣賢点には、「以唐本書写之即就寶壽院殿常<sup>宗</sup>御自点本加点了／少納言清原(花押)」(巻第二)という奥書がある。これにより、清原良賢(?―

一四三二、法名「常宗」加點本に依つて宣賢が加點したことが知られる。また、卷によつては「永正十七年閏六月十二日加點以他古本校合了」（卷第十二）や、「以古本加點重校合了」（卷第二十）というような校合の奥書も存し、一度目の加點後に「古本」に依つて校合したことが知られる。  
しかし、祖點である良賢自點の『春秋經傳集解』は現存しない。そのため、宣賢點が良賢點とどの程度異なるものであるか、明らかでない。

## 2. 研究の方法

本稿では、はじめに宣賢點を前代の『春秋經傳集解』清原家點と比較する。比較のための資料として、宮内庁資料部蔵『春秋經傳集解』文永五（一二六八）・六（一二六九）年點（550-1、以下、文永點と呼称する）を選択する。文永點は三〇卷が現存する完本であり、宣賢點の現存部分を包摂する。また現存する清原家點『春秋經傳集解』のうち、時代的に宣賢點と最も接近するのは文永點である。

この文永點は、沼本克明による、經書における『經典積文』利用に関する調査でも利用されている。これによれば、文永點は『經典積文』の反切注を加點しているとされる。ただし、それが古形を留める唐鈔本系の『經典積文』であるか、改変された宋版系の『經典積文』であるかは、明らかにされていない。

文永點との比較により異なつた反切注が指摘された場合、なぜ宣賢點が文永點の反切注と相違するのかを検討する。

比較に際して本稿では、反切注の一部もしくは全体が、兩本において別の字で注されているもののみを対象とした。そのため、ある箇所において一方の本では反切注があるのにもう一方の本では反切注がない、というものは対象としていない。また、同一部分に反切注があるものの、一方では一部省略されている、というものについても、対象としなかった。

本稿の調査対象

写本①	写本②
AB反	AC反
AB反	CD反
AB反	(反切注なし)
AB反又CD反	AB反
AB反徐CD反	AB反CD反
	↓対象
	↓対象
	↓対象外
	↓対象外

## 三、研究結果

清原宣賢加點『春秋經傳集解』と文永點『春秋經傳集解』とを比較すると、宣賢點の反切注加點數八五四二條のうち、異なつたのは三三〇條であつた。その内訳は、表1の通りである。

表1

卷第二	一條	卷第二十一	二三條
卷第十一	二條	卷第二十二	二條
卷第十二	一七條	卷第二十三	二一條
卷第十三	二四條	卷第二十四	一五條
卷第十四	二條	卷第二十五	七條 <sup>6)</sup>
卷第十五	一二條	卷第二十六	一五條
卷第十六	一三條	卷第二十七	一二條
卷第十七	一五條	卷第二十八	一三條
卷第十八	二四條	卷第二十九	一三條
卷第十九	一〇條	卷第三十	二五條
卷第二十	二四條	計	三三〇條

これを除くほとんどの條は宣賢點と文永點とで一致する。文永點が『經典積文』の反切注を加點しているため、宣賢點も『經典積文』の反切注を加點していることは、疑いがない。しかし三三〇條もの異なりを、一方の写本の誤写と考えることはできない。そのため、文永點と宣賢點では、依拠する『經典積文』が異なつていた、と考えるべきである<sup>7)</sup>。

### 1. 通志堂本『經典積文』との比較

宣賢點と文永點との比較において異なつたものを、通行本である通志堂本『經典積文』と比較する。通志堂本は、宋版本に基づいて、後に刻されたものである<sup>8)</sup>。そのため、『經典積文』の原形とは異なつた反切注を載せる、と考えられている<sup>9)</sup>。

宣賢點と文永點とで異なる三三〇條のうち、一九七條（五九、七%）が通志堂本と一致する（このうち五〇條が文永點の誤写である）。一九七條の一致は、宣賢點の反切が、通志堂本と同じく宋版系である可能性を示唆する。宣賢點と文永點とで異なり、宣賢點と通志堂本とで一致する例をいくつか

表2 を取り上げ、挙例する(表2)。

7	6	5	4	3	2	1	所在	字	宣賢点	通志堂本	文永点
⑬ 12才 1a	② 20才 2a	⑱ 8才 5	⑳ 75才 4上	㉑ 30才 3	㉒ 77才 7	㉓ 60才 2		駁 邦角反	以支反	以支反	以支反
		向 許丈反	歟 市專反	翫 五喚反	操 七刀反	僊 音兮		駁 邦角反	以支反	以支反	以支反
								駁 邦角反	以支反	以支反	以支反
								駁 邦角反	以支反	以支反	以支反

例1は、同音でありながら用字が異なっているものである。  
例2から例4は、文永点の誤写である。いずれも、字形が類似しているために誤写したものである。

例5は、去声字「向」字(『集韻』に依れば上声字)に、宣賢点において「丈」(全濁上声)字、文永点において「亮」(去声字)字で注されている。これは、「全濁上声字の去声化」に関連する用字の違いかもしれない。しかし、当該例は「叔向」という人名の例である。人名の意味では『集韻』で上声である。宣賢点で反切下字が「丈」である例は、人名の用例を中心としている。両本で「向」字は複数回用いられるものの、「宣賢点〓丈・文永点〓亮」という対応を見せるのは例5のみである。そのため、文永点における誤りの可能性も排除できない。

例6は、支韻の「蛇」<sup>〔10〕</sup>に、宣賢点・通志堂本では支韻の反切下字「支」<sup>〔11〕</sup>による注を、文永点では之韻の反切下字「之」<sup>〔12〕</sup>による注音をしている<sup>〔10〕</sup>。陸徳明の使用していた音には、支韻と之韻の相通例が存在することが指摘されている<sup>〔11〕</sup>。『經典積文』の原形では、文永点のように之韻の反切下字で注されたと考えられる。これが宋版では、支韻の反切下字に訂正されたものである。

例7は、幫母「𠵽」字である「駁」字に対する注である。宣賢点・通志堂本では幫母の反切上字「邦」で注音しているのに対し、文永点では非母「𠵽」の「方」字で注音している。非母を含む軽唇音(唇齒音)は唐代の八世紀頃に、幫母を含む重唇音(両唇音)の一部が分化して生じたものであるから<sup>〔13〕</sup>、陸徳明のもつ音韻体系では軽唇音と重唇音が分化していなかったと考えられる。

したがってこの例でも、『經典積文』原形では非母の反切上字「方」字で注されていたと考えられる。そして、宋版本が作成される段階で、幫母の反切上字「邦」へと訂正されたものである。

これらの例のように同音異字の例や文永点の誤例の他、陸徳明による注音時から宋版作成時までの間に起こった言語変化を反映する例も見られる。これらより、文永点は宋版系『經典積文』よりも古い反切注を反映している可能性がある一方で、宣賢点が宋版系の『經典積文』に基づいている可能性が指摘できる<sup>〔13〕</sup>。

しかし、残った一三三条は一致しない。そのため、宣賢点の反切は通志堂本に基づいた宋版『經典積文』を直接の典拠とするのではない、とすべきである<sup>〔14〕</sup>。

## 2. 正義本との比較

宣賢加点の『春秋經傳集解』は、『春秋經傳集解』の訓点本と、抄物とを合綴した資料である。抄物部分には、「正曰」と、『春秋正義』の解釈を利用して注する部分がある。このことから、宣賢は『春秋正義』を参照したことが知られる。

『春秋正義』には、『經典積文』の反切注を引用する「経注疏附積音本」が存在する(以下、経注疏附積音本『春秋正義』所載の『經典積文』を、単に正義本と呼称する)。経注疏附積音本は南宋時代に最初の版が開版されているため<sup>〔15〕</sup>、経注疏附積音本が、宣賢加点本『春秋經傳集解』で利用された可能性がある。

反切注についても、『春秋正義』に載るものを利用した可能性がある。以下、正義本との比較を行う。

### (1) 阮元『十三経注疏』所収『春秋正義』

そこでまず、経注疏附積音本『春秋正義』の、阮元『十三経注疏』所収本を利用する。阮元『十三経注疏』は、清の阮元(一七六四—一八四九)が宋版の流れをくむ明版正徳十行本などを基に、嘉慶二十(一八一五)年に刊行したものである。

この阮元『十三経注疏』所収『經典積文』(以下、阮元本と呼称する)反切注と、文永点と宣賢点の不一致例のうち、通志堂本と一致しなかった

表3 一三三条と比較すると、五〇条が一致する(表3)。全例を挙げる(所在は、宣賢点のもののみを挙げた(16))。

Table with 25 columns (numbered 1-25) and 5 rows. Columns 1-15 contain circled numbers and numbers. Columns 16-25 contain characters. Rows contain phonetic notations and character variants.

Table with 25 columns (numbered 26-50) and 4 rows. Columns 26-40 contain circled numbers and numbers. Columns 41-50 contain characters. Rows contain phonetic notations and character variants.

これらのうち例41から例50までの例は、被注字と反切注の示す音が大きく異なるにも関わらず、宣賢点と阮元本の反切注が一致するものである。これらは、誤例と判断される。このような複数の誤例が、全く別の本で偶然に一致するとは考えにくい。宣賢点の反切注は、正義本の『經典釈文』反切注を反映している、と考えるのが自然である。

先に1.で、通志堂本『經典釈文』と一致する例が一九七例であることを述べた。そのうち一九五例は、阮元本の反切注と一致している。阮元本も通志堂本も宋版の流れを引き継いだ版本であるため、音注が類似しているものと考えられる。

つまり、文永点と宣賢点とで異なる例三三〇例のうち、阮元本の反切注と一致するのは二四五例である。

宣賢点反切注が阮元本の反切注とよく一致するため、宣賢点は正義本の反切注を引用している可能性が考えられた。しかし、宣賢点の反切注の中には、阮元本の反切注と異なるものもある。以下、さらにそれを検討する。

(2) 足利本『附釋音春秋左傳註疏』との比較

阮元本は、清の版本である。そのため、経注疏附釈音本『春秋正義』の原形から改変されている可能性がある。阮元本との不一致例について、阮元本よりも経注疏附釈音本『春秋正義』の原形を留めた資料を参照すれば、改変による不一致例を指摘できるであろう。

そこで、阮元本との不一致例を、足利学校遺蹟図書館蔵『附釋音春秋左傳註疏』(以下、足利本と呼称する)と比較する(17)。足利本は、経注疏附釈音本の最初の版である南宋十行本の完本である。この足利本は、阮元本とは疏文において多くの異なりが存することが指摘されている(18)。反切注についても、足利本と阮元本とでは異なっている可能性がある。

以下、宣賢点と阮元本とで一致しなかった例のうち、足利本と一致した例を挙げる(表4)。

表4

所在	字	宣賢点	足利本	阮元本
1 ⑫79ウ6b	亟	紀力反・欺冀	紀力反・欺冀	紀力反・欺冀
2 ⑮24才6上	窳	勅了反又通弔	勅了反又通弔	救堯反又通弔

12	11	10	9	8	7	6	5	4	3
③0 79ウ3上	②2 50ウ8	①1 14才8下	②0 38ウ5上	①8 10才1	①6 18ウ1上	①3 18ウ7	②9 37才7上	②6 18ウ6	②3 14才6下
碁	思	見	惛	愬	脱	稱	需	羿	詢
安冀反	恩嗣反	音音遍反	埋刀反	悲路反	他外反	勅恬反・一音	尺登反	音須一音備	反 呼豆反徐許古
安冀反	恩嗣反	音音遍反	埋刀反	悲路反	他外反	勅恬反・一音	尺登反	音須一音備	反 呼豆反徐許古
其冀反其安反	息嗣反	賢遍反	他刀反	悉路反	他外反	勅括反・一音	尺證反	音藝	反 呼互反徐許古

宣賢本と阮元本とで一致しなかった例のうち、宣賢本と足利本では一二条が一致している。これらのうち例6から例12は、被注字の音と反切注の示す音とが大きく異なる。これら七例の被注字に対して、阮元本では通志堂本と同じ反切注を載せる。足利本に見られるような南宋十行本における反切注の誤刻は、阮元本までの諸版で訂正されたのであろう(19)。このような誤刻の例まで、宣賢点は引き継いでいる。

(3) 正義本との比較結果

正義本として、阮元『十三経注疏』所収の『春秋正義』、および足利学校遺蹟図書館蔵『附釋音春秋左傳註疏』と比較した。

その結果、宣賢点と通志堂本と一致しなかった例のうち、阮元本との比較の結果、五〇条が一致した。さらに、足利本と比較すると、一二条の一致が追加された。

この調査の結果、正義本と一致する例は、二五七条(七七、九%)となる。よって、宣賢点『春秋經傳集解』に加点される反切注は、正義本の反切注を引用することが基本である、と考えられる。このことは、阮元本および足利本に見られる誤刻例が、宣賢点にも引き継がれていることから裏づけられる。

ただし、七三例は一致していないこともまた、事実である。これらの検討も、行わなければならない。

3. 正義本と一致しない例  
宣賢点と正義本反切との不一致例を、いくつかに分けて挙げる。

(1) 正義本を底本としたことがわかる誤写

宣賢点には、正義本を底本としていなければ起こりえない誤写がある。これには、次の六条が該当する(表5)。

表5

6	5	4	3	2	1	所在
②② 才2	⑬ 52ウ 6	⑯ 14才 3上	⑳ 79才 6上	㉑ 89才 8	⑭ 37ウ 3	
虚	去	解	鄙	蟄	棣	字
虚起反	去起反	音懈	尸走反	直刀反	刀計反一音徒	宣賢点
				妹反	力計反一音徒	足利本
	起魚反	起呂反	音蠛	直刀反	妹反	阮元本
			尸走反	直刀反	妹反	阮元本
			尸走反	直刀反	妹反	阮元本
			尸走反	直刀反	妹反	阮元本
			尸走反	直刀反	妹反	阮元本
			尸走反	直刀反	妹反	阮元本
			尸走反	直刀反	妹反	阮元本

まず、例1から例3について取り出し、文永点・通志堂本の例を加えてみる(表6)。

表6

3	2	1			
鄙	蟄	棣			
尸走反	直刀反	徒妹反	刀計反一音	宣賢点	
			徒妹反	力計反一音	足利本
			直刀反	徒妹反	阮元本
			直刀反	徒妹反	阮元本
			直刀反	徒妹反	阮元本
			直刀反	徒妹反	阮元本
			直刀反	徒妹反	阮元本
			直刀反	徒妹反	阮元本
			直刀反	徒妹反	阮元本

例1における宣賢点「刀」は、足利本および阮元本のような正義本の系統に近い。しかし、「棣」字は定母齋韻去声[*de*]であるため、来母[*l*]相当の反切を付している足利本・阮元本も、被注字の音から大きく外れている。宣賢点で「刀」となるのは、端母[*ɲ*]の反切上字を使用することによって、「棣」の日本漢字音「テイ」を再現するために意図的に変更されたものかもしれない。しかし、積極的に肯定できる証拠はないため、誤写の例に含めておく。

例2における宣賢点「刀」も、足利本における「力」に最も近い。「蟄」字はp入声の緝韻[*de*]である。そのため、足利本におけるk入声職韻[*de*]相当の「力」字による注音は、被注字の音から外れている。宣賢点の反切下

字「刀」は、「力」に基づいて加点了されたものと考えられる。しかし宣賢点における「刀」は豪韻平声[*de*]であり、音形も声調も大きく異なる。そのためこれは、字体の類似により誤認し、誤写したものと考えられる。

例3の「鄙」字は、匣母齊韻平声[*de*]である。これを本来の音で注したものは通志堂本のみである。宣賢点の反切上字「尸」は、足利本・通志堂本にある「尸」字の誤写である。さらに、宣賢点の反切下字「走」は、足利本反切注の反切下字「走」と一致している。

これら三条は、宣賢点・正義本(足利本・阮元本)と文永点・通志堂本との間の断絶を示す。そしてこれらの誤写例は、宣賢点の反切注が、正義本の反切注と類似していることを裏づける。

例4は「蠛」字を、字形の類似により「懈」と誤認したものと考えられる。宣賢点で反切注「音蟹」が加えられるのは、「さとる」・「解く」の意味で解釈される場合と、人名・地名の場合である。しかし問題の箇所(宣賢点⑬14才3上)のみ、「さとる」という意味でありながら宣賢点で「懈」字を使用する。阮元本でも同様に、他の箇所ではすべて「蟹」字を使用しながらこの箇所のみ「蠛」字を使用している。このように、宣賢点の用字は正義本と軌を一にしており、底本が正義本であったことを裏づける。なお、文永点および通志堂本における該当箇所の反切注は「音蟹」である。

例5・例6は、足利本・阮元本の両本に存する5「起呂反」・6「起魚反」が本来の形であろう。これらの例は阮元本において、被注字と反切注の字の大きさが等しく、「去起呂反」「虚起魚反」と示される。さらに両例は、阮元本で「去起/呂反」(47下1a)・「虚起/魚反」(782上6b)と改行されている点で共通する(／が改行)。被注字と反切注の文字の大きさが等しいことと(通志堂本では被注字の方が大きい)、改行位置とに起因する誤写であろう。阮元本と足利本の両版は版の組み方が同じであるため、宣賢点も足利本と同じ形態の版を参照しているとすれば、同様の誤写が起こりうる。このような誤写のパターンは、これら二例のみである(200)。

(2) 上以外の誤写

正義本以外に基づいて加点了した場合にも起こり得る誤写は、次のような例である。一部を引用する(表7)。

例1から例3は、字の誤認による誤写である。本来の反切注は、足利本の

表7

11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	所在
⑭	②	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	69ウ7
59	65	53	6才	79	4ウ	16	40	32	55	5才	7上
ウ	ウ	ウ	才	ウ	ウ	才	ウ	ウ	才	上	
4	2	3	8	8	2	1	上	上			
校	烝	僑	堯	餽	藩	跪	好	簿	脈	辟	字
戸校反	之烝反	其嬌反	而昭反	音古	芳元反	其位反	呼報田反	歩子反	而軫反	四亦反	宣賢点
戸校反	之承反	其驢反	而昭反	音胡	方元反	其委反	呼報反	歩古反	市軫反	四亦反	足利本
戸校反	之承反	其驢反	而昭反	音胡	方元反	其委反	呼報反	歩古反	市軫反	四亦反	阮元本

ようなものであっただろう。このような例は、上に挙げた例を含めて全部で二五条ある。これらの例は、被注字と反切注の示す音が大きく異なっている。例4は宣賢点において、反切注内に反切に関連しない字が挿入される例である。宣賢点に「田」が挿入される原因は不明である。このような例は、この一条のみである。

例5は、阮元本で「隊直位反跪其委反」(577上2b)とある。目移りによる誤写である、と考えるのが自然であろう。目移りによる誤写は、この一条のみである。

例6から例9までは、漢字の部首を省略したり、追加したり、変更したりして書写する例である。このような例は、一五例存する。これらの例が『經典釈文』の音注としてあり得るかを検証するため、通志堂本『經典釈文』でそれぞれの字を調べる(21)。通志堂本『經典釈文』は改変されているもの、全てが改変されているわけではないため、通志堂本『經典釈文』に類例が見つかったならば、音注の典拠は『經典釈文』であった可能性があるであろう。しかし、例6から例9までの例はいずれも、通志堂本『經典釈文』内に類例はなかった。誤写と考えられる。

例10と例11は宣賢点において、反切注の被注字と反切下字とが一致している例である。このような例は全四例存する(挙げた「烝」字と「校」字の二字四例)。これらも、通志堂本『經典釈文』において類例がないため、誤写の可能性が高い。

(3) 単純に誤写と考えられない例  
次に、単純に誤写とは考えられない例を挙げる。次に挙げる二一例で、全てである(表8)。  
例1から例15までは、すべて通志堂本『經典釈文』の中に類例が存する(ただし、例6・7・9・10・11・15は、宣賢点と足利本の反切注が示す音が異なっている)。なぜこのような反切注が加點されているのかは、明らかでない。

表8

21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	所在
⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	58才
8ウ	8ウ	41才	29ウ	21ウ	58才	14才	40才	71ウ	32ウ	50才	22ウ	33ウ	21才	46ウ	50才	44ウ	68ウ	4ウ	8ウ	58才	6a
3上	4	2上	4上	7上	2	8上	2	6上	6	7上	2上	2	5上	5下	3b	3上	上	5	4	5上	
侘	闍	數	諫	輯	弛	重	蒸	何	睢	解	解	解	侘	從	傳	播	稠	樞	扞	比	字
徒何反	音韋一音燿反	色主反又色角	徒陽反	音集又小入反	式志反	直用反又直恭	之承反	何可反又音荷	七余反	佳買反	佳買反	佳買反	徒何反	才用反	直恋反	彼我反又、	直留反	其久反	戸旦反	必利反	宣賢点
志何反	音韋一音暉反	色主反又色具	明	音集又七入反	式氏反	直勇反又直恭	之丞反	河可反又音荷	七餘反	佳賣反	佳賣反	佳賣反	徒何反	子用反	直專反	被我反又波賀	直由反	其又反	戸幹反	必二反	足利本
志何反	音韋一音暉反	色主反又色具	徒協反	音集又七入反	式氏反	直勇反又且恭	之丞反	河可反又音荷	七餘反	佳賣反	佳賣反	佳賣反	徒何反	子又反	直專反	被我反又波賀	直由反	其又反	戸幹反	必二反	阮元本

しかし、何らかの事情（宣賢が見た本の反切注が不鮮明であった、など）により、他所もしくは他本の反切注を引用している可能性も考えられるであろう。例5・例8は宣賢点と通志堂本が一致し、正義本とは異なっている例である。これも、他所もしくは他本の反切注を引用したものではないだろうか。また例7から例15では、宣賢点と足利本との間に（2）で見たような字形の類似が存する。そのため、誤写である可能性も否定出来ない。

例16・例17は、異なる部分の字形が類似していない。そのため、誤認による誤写とは考えられないものである。しかしこの二例と同形の反切注は通志堂本『經典釈文』内になく、不明である。

例18は、足利本の反切下字が不鮮明である。本稿の筆者の調査では、足利本の反切下字の不鮮明箇所「陽」字の右下部分が見えるように思われた。しかし字のほとんどが見えないことと、「協」字の可能性も否定できないため、この例に関する判断は保留する。

例19・例20・例21は、宣賢本において他本の反切注を修正・変更したものである可能性がある。

例19は、「數」字のもつ入声音を、反切注の中に加えたものと考えられる。通志堂本『經典釈文』には、「色主反又色角反」という形の反切注は出現しない。そのため、「具」字を「角」字に変更した、と考えられる。

例20は、被注字「闡」の音に反切注を合わせ、「音暉」から「音燿」へと変更したと考えられる。声母として云母「ㄩ」をもつ「闡」字には、曉母「ㄩ」の音をもつ「暉」ではなく、云母相当の音をもつ「燿」を充てることが望ましい。宣賢点は、このような声母のずれを治した可能性がある。

例21は、正義本および文永点で「走何反」の反切注を有する。反切上字「走」被注字「佗」とは音が異なるため、「徒」に変更したのであろう。

#### (4) 正義本と一致しない例の検討結果

以上にみた正義本との不一致例では、次のことが言える。  
まず、不一致例の多くは誤写が占める。その誤写の中には、正義本を底本としたからこそ起こりうる例もあった。

しかし、正義本との不一致例にも、必ずしも誤写とは言いつれない例も存した。これは、何らかの事情により他のものを参照せねばならず、他所もしくは他本の音注を利用したのであろう。その他、宣賢点において訂正された、

と考えられる例も存した。

## 四、むすび

本稿では、宣賢点と文永点の反切注の異なりについて、通志堂本『經典釈文』、阮元本、足利本との比較によって検討を行った。その結果、宣賢点の反切注は阮元本や足利本といった正義本の反切注と、よく一致した。そこで、宣賢点と文永点の異なり三三〇条を、宣賢点と正義本の一一致という観点からまとめると、次のようになる。

正義本との一致例	… 二五七条
正義本との不一致例	… 七三条
誤写	… 五二条
誤写以外	… 二一条
合計	… 三三〇条

宣賢本と正義本との一致例は、全体の七七、九%を占める。その一致例の中には、正義本の誤刻例をも引き継いでいた。

正義本と一致しなかった例も存した。しかし、宣賢点における誤写と思われる例の中にも、正義本に基づいたと考えられる例が存した。このほか、他の箇所もしくは他本の反切を加点したと考えられる例や、宣賢点で訂正・変更されたと考えられる例も、不一致例の中には存した。

以上より、宣賢点の反切注は、主に正義本の反切注に基づく、と結論する。しかし、このような正義本の反切注が、どの段階で宣賢点に反映されたのかは明らかでない。

宣賢点は、良賢点に基づいて加点された本である。そのため、宣賢加点の段階で正義本が利用されたのか、良賢加点の段階で正義本が利用されたのかという、二つの想定が可能である。このことは、良賢自点漢籍経書の訓点資料が存すれば、明らかになるであろう。

しかし、良賢自点と考えられる経書の訓点資料は、京都大学附属図書館清家文庫蔵清原良賢筆『論語義疏』（1-66口4貴）しか現存しない<sup>(22)</sup>。『論語』の訓点資料には反切注が加点されるものの、『論語注疏』には『經典釈文』の反切注が引用されないため、これを正義本と比較することはできない。今



後の課題である。

また、『春秋正義』のような『五経正義』所引の『經典釈文』反切の宣賢加点本における広がりについて調査することも、今後の課題である。

## 【注】

- (1) 「人為的漢音」の呼称は、沼本克明『平安鎌倉時代に於る日本漢字音に就ての研究』(一九八二年、武蔵野書院) 六九三頁に依る。
- (2) 足利衍述『鎌倉室町時代之儒教』(一九三二年、日本古典全集刊行會) 八四四頁。陸徳明の生没年は、木島史雄「陸徳明學術年譜」(『東方學報』第六八冊 一九九六年三月、京都大学人文科学研究所) 三六一―三三八三頁に依った。
- (3) 注1沼本著書第二部第一章第一節第一項。経書の反切注に対して、史書の反切注は『切韻』『玉篇』『文選音決』など複数の書を典拠としていたことも、明らかにされている。
- (4) 注1沼本著書第二部第一章第一節第一項。
- (5) 注1沼本著書六六五―六六六頁、注二〇。
- (6) 卷第二十五では、十六丁目裏(「正其疆場脩其土田險其走集…」から始まる丁の裏)から、反切注の加点が大幅に減少する。七条と相違条数が少ないのは、このためである。
- (7) ただし、両本の同一箇所でも一方にしか反切注加点がない、という例も存する。そのため宣賢点の反切注総数から三三〇条を除いた八二二条すべてが文永点と一致する、というわけではない。しかし、これにより宣賢点が『經典釈文』に依っている、という結果は覆らない。
- (8) 坂井健一『中国語学研究』(一九九五年、汲古書院) 二二〇頁。通志堂本は、『經典釋文附校勘記』(一九七二年、中文出版社)に依った。
- (9) 注1沼本著書六二二頁。
- (10) 推定音価は平山久雄「中古漢語の音韻」(『中国文化叢書1 言語』第五版、一九八一年、大修館書店、初版一九六七年) 一四五―一四八頁で示されるものに、小修正を加えたものを使用する。
- (11) 坂井健一『魏晉南北朝字音研究』(一九七五年、汲古書院) 一二二頁。
- (12) 平山久雄「唐代に於ける軽唇音化の問題」(『北海道大学文学部紀要』

第一五卷第二号 一九六七年三月、北海道大学文学部) 一二―二〇頁。

(13) しかし文永点の反切注には、宋版にしか見られない「境」字の欠筆が見られる(⑫5b)。そのため、文永点の反切注の一部には、宋版系『經典釈文』の影響を受けているものがある、と考えるべきであろう。

(14) 試みに、現存の宋版本である北京大学蔵『經典釈文』(一九八四年、上海古籍出版社の影印に依る)を参照しても、宣賢点との一致率はほとんど上がらない。

(15) 野間文史『春秋正義の世界』(一九八九年、溪水社) 六四頁。

(16) 阮元本は、藍燈文化事業公司(出版年不明)の影印本に依った。所在を示す場合、影印本の頁数を示している。

(17) テキストは、足利学校遺蹟図書館蔵のマイクロフィルムに依る。

(18) 野間文史「讀五経正義札記(九)―足利学校遺蹟図書館蔵『附釈音春秋左伝注疏』について―」(『東洋古典学研究』一八 東洋古典学研究会、二〇〇四年一〇月) 一八六―一八七頁。

(19) 京都大学人文科学研究所蔵の明版閩本(嘉靖本)『十三経注疏』を参照すると、3・4・6・11の例は足利本と一致している。しかし、他の例(10を除く)は訂正・変更が行われ、阮元本に近づいている。10の例は、人文研本で該当箇所が現存しない。

(20) ただし、文永点にも「相」字に対する「相息反」(⑫50、他本「息亮反」の例が存する)。

(21) 通志堂本の調査には、潘重規『經典釈文韻編』(一九七一年、中華民国行政院文化建設委員会)を利用した。

(22) 『論語義疏』が良賢点であることは、宣賢点卷第三十の最終丁に存する良賢花押の模写と、『論語義疏』の朱筆花押の類似から判断される。

「付記」文献の調査・複写に際し、京都大学附属図書館、宮内庁書陵部、史跡足利学校旧遺蹟図書館の関係各位には、格別の御高配を賜りました。記して、心より御礼申し上げます。

また本稿はJSPS科研費26,5483の助成を受けたものです。

(主任指導教員 佐々木勇)

Fanqie (反切) and Doon Jichu (同音字注) of "Chun Qiu Jing Zhuan Ji Jie (春秋經傳集解)"  
Written by Kiyohara Nobukata (清原宣賢)

Takashi Sakamizu

**Abstract:** The purpose of this paper is to report on peculiarity of Fanqie (反切) and Doon jichu (同音字注) in "Chun qiu jing zhuan ji jie (春秋經傳集解)" written by Kiyohara Nobukata (清原宣賢). In diacritical materials of classical Chinese texts, it is noted that there are notes of Fanqie (反切) and Doon jichu (同音字注) of Tang dynasty copied or Song dynasty edition "Jing dian shi wen (經典積文)." However, Fanqie (反切) and Doon jichu (同音字注) of "Chun qiu jing zhuan ji jie (春秋經傳集解)" written by Kiyohara Nobukata are based on Fanqie (反切) and Doon jichu (同音字注) included in "Chun qiu zheng yi (春秋正義)." This is proved by comparison of "Chun qiu jing zhuan ji jie (春秋經傳集解)" written by Kiyohara Nobukata with (i) "Chun qiu jing zhuan ji jie (春秋經傳集解)" in the Kanazawa library collection written in 1268-1269, (ii) Tong zhi tang (通志堂) edition, (iii) "Shi san jing zhu shu (十三經注疏)" edited by Ruan Yuan (阮元), (iv) "Fu shi yin chun qiu zuo zhuan zhu shu (附釋音春秋左傳註疏)" in the Ashikaga Gakko collection.

Key words: Chun qiu jing zhuan ji jie, Fanqie, Doon jichu, Kiyohara Nobukata, Chun qiu zheng yi

キーワード：春秋經傳集解，反切，同音字注，清原宣賢，春秋正義